

町田市会計基準の一部改正について

1. 改正理由

文言の規定に不明確な点があったため、改正を行い、適用範囲を明確化するものです。

2. 改正内容

- ・ 行政コスト計算書に記載されている療養給付費負担金を療養給付費交付金と改めます。
- ・ キャッシュ・フロー計算書に記載されている療養給付費負担金を療養給付交付金と改めます。

3. 新旧対照表

項番	計上箇所	改正後	改正前
1	第3章 行政コスト計算書 3 計上する項目 (1) 通常収支の部のうち行政収支の部 ①行政収入 ix 分担金及負担金	分担金及び負担金のうち行政サービス活動に充当されるもの並びに国民健康保険事業会計の療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び介護保険事業会計の支払基金交付金が該当する。	分担金及び負担金のうち行政サービス活動に充当されるもの並びに国民健康保険事業会計の療養給付費負担金、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び介護保険事業会計の支払基金交付金が該当する。
2	第4章 キャッシュ・フロー計算書 3 計上する項目 (1) 行政サービス活動 ①収入 iv 業務収入	保険料並びに分担金及負担金（行政サービス活動に充当されるもの並びに国民健康保険事業会計の療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び介護保険事業会計の支払基金交付金）並びに…（以下略）	保険料並びに分担金及負担金（行政サービス活動に充当されるもの並びに国民健康保険事業会計の療養給付費負担金、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び介護保険事業会計の支払基金交付金）並びに…（以下略）